平成２５年（フ）第９３号
石川県白山市明島町ヨ58番地１　グランディール103号室
債務者　北川由紀子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町11番地33
債務者　岩井　千佳
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５４０号
名古屋市西区上堀越町１丁目22番地の８
債務者　佐藤　　勝
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
滋賀県犬上郡多賀町大字中川原338番地４
債務者　一瀬　勝彦
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３６号
兵庫県姫路市土山７丁目６番40―302号　ＯＳマンション
債務者　尾島　正子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０３号
奈良市中山町1132番地の１　サニーコート登美ヶ丘103号
債務者　野口　明美
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８３号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地19―505号
債務者　森多　兼三
１　決定年月日時　平成25年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
香川県高松市十川東町1475―７、住民票上の住所香川県高松市男木町133番地３
債務者　福井　幸三
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
福岡県久留米市三潴町玉満2480番地６　江中アパート南１Ｆ
債務者　和田　　豊
１　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４５８号
横浜市磯子区上中里町853番地　土部アパート
債務者　藤崎　伸男
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９３号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目10番５―503号ライトタウン茅ヶ崎
債務者　渡邉　茂幸
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９７号
横浜市中区扇町４丁目12番地４　福田ビル601号室
債務者　原田　友一（旧姓竹田）
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５号
東京都町田市本町田１番地公社住宅イ1350
債務者　佐谷眞理子
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６６号
東京都府中市新町２丁目37番地の８第２ゆたか荘101
債務者　藤田　生幸
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７５号
東京都昭島市松原町５丁目７番27号森哲夫方
債務者　園部　利雄
１　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４２号
静岡県磐田市匂坂中1015番地１
債務者　山中　正樹
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係